



第4章 与論町南海岸防災基本計画 基本理念



第4章 与論町南海岸防災基本計画基本理念

1・南海岸における基本理念

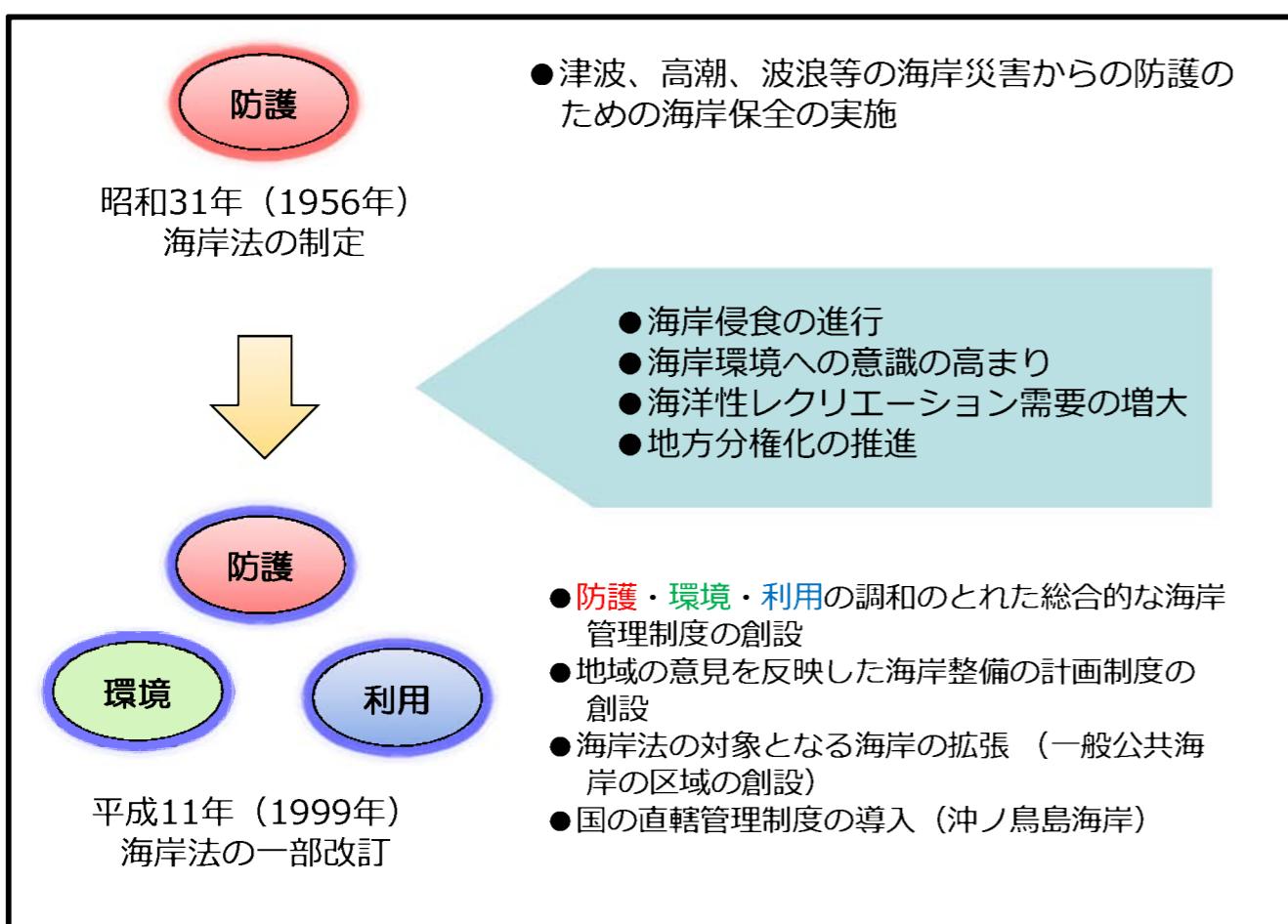
- 海岸部の整備に関しては、**海岸法に基づいた海岸保全基本方針**に準じる。

1-1 経緯

(海岸法の改正)

海岸の背後地に居住する人々の人命、財産などを津波、高潮、波浪などから守ること、すなわち防護が、海岸保全の主な目的とされてきた。しかし、近年の海岸環境への意識の高まりや、海洋性レクリエーション需要への対応、海岸管理の役割分担の変化などから平成11年に海岸法の一部改正が行われた。

その法改正において海岸保全の主旨が、防護に加えて、環境・利用の3つの視点から、調和のとれた総合的な海岸保全を目指すこととなった。



海岸法改訂の趣旨

(薩南諸島沿岸海岸保全基本計画)

海岸法改正の目的を達成するために、海岸保全基本方針を定め、都道府県はこれに基づき、地域の実情に応じた海岸保全を推進するために、地域の意見を反映して、沿岸ごとに海岸保全基本計画を定めることとしている。

鹿児島県においては、平成16年3月に薩南諸島沿岸海岸保全基本計画において三島・十島、種子島、屋久島、奄美のゾーン分けを行い、海岸保全基本計画を策定している。

薩南諸島沿岸における海岸保全の基本的方向は、薩南諸島の特性を考慮して、恵まれた自然のもと、島の財産であり、島の振興の支えとなる海辺を後世に継承し、人々の安全で豊かなくらしが実感できる海岸づくりを目指すこととなっている。こうした基本的な理念を踏まえ、次のようなキャッチフレーズを掲げ、進めていくこととしている。

(キャッチフレーズ)

—海辺の自然が支える未来、安全で暮らし豊かな薩南の島々—

このような海岸行政の背景をふまえ、南海岸防災基本計画においても国並びに鹿児島県の薩南諸島沿岸海岸保全基本計画の基本的方向に準じ、計画策定を進めていく。

1-2 南海岸における基本理念

■南海岸防災計画の基本理念：

「**美しく、安全で、いきいきとした海岸**」を次世代に継承していく

◎防護、環境、利用が調和する総合的な海岸防災の推進

◎地域の特性を活かし、地域とともに歩む海岸づくり

ただし、本計画は防災計画であり、国土と国民の生命、身体及び財産を保護することを主体として考え、海岸防災計画を策定する。

また、本計画で定めた事項については、地域の状況変化や社会情勢の変化などに加え海岸保全に関する技術開発の進歩等も考慮しつつ、計画内容を点検し、適宜見直しを行うこととする。

第4章 与論町南海岸防災基本計画基本理念

2・南海岸における基本目標

南海岸における基本目標は、基本理念の「**美しく、安全で、いきいきとした海岸**」を目指して設定するが、防災計画としての海岸保全施設の整備計画を策定することから、**防護・環境・利用**の中でも**防護**を基本目標の中心として掲げることとする。

●南海岸の防護目標

【防護すべき地域】

本計画における防護すべき地域とは、本計画整備が行われない場合に、海岸背後の家屋や、土地に対して被害の発生が予想される、以下の地域とする。

・高潮・高波からの防護

防護水準として設定した潮位及び波浪が発生した場合の浸水範囲及び越波による飛沫の影響が及ぶ範囲

・侵食からの防護

侵食が進むことによりその影響を受け、将来的に想定される侵食の影響範囲

・津波からの防護

適切に推算した津波による浸水が想定される範囲

【防護水準】

高潮・高波の越波等による浸水被害の防護は、計画潮位に適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対して防護することを目標とする。

侵食による被害防護に関しては、現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とする。侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合や、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、必要に応じて汀線回復を図ることを目標とする。

津波による被害の防護に関しては、従来の高潮及び侵食対策に加え、防災機関が主体となって行う避難体制等のソフト対策を支援する。

以上、各種災害による被害状況やその危険性及び背後地の利用状況や各種計画に応じて、海岸施設の整備をはじめとする総合的な海岸防災・減災対策を適切に推進していくこととする。

●防護対象とする海岸の範囲

計画対象となる海岸の範囲は、海岸保全区域（陸側・海側については汀線からそれぞれ50mを基本とする）および一般公共海岸区域を基本とする。ただし、新たな施策の展開を視野に入れながら必要となる海域および陸域を含める。

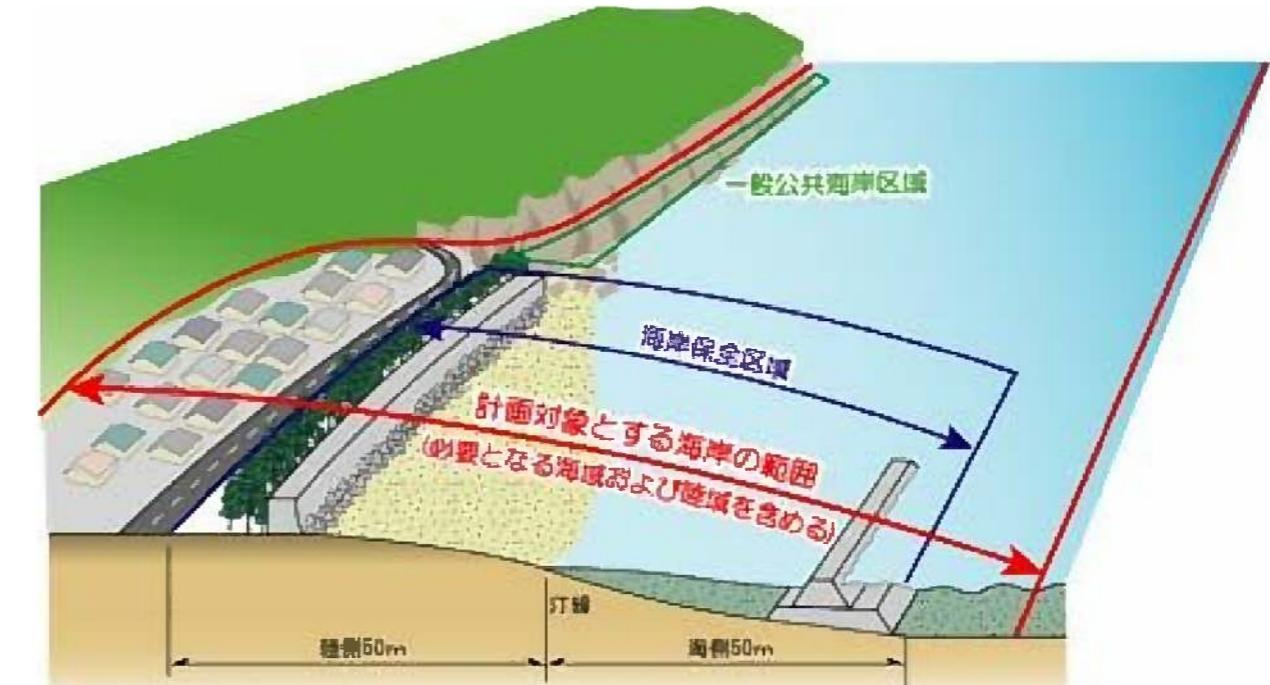
○海岸保全区域

海岸管理者は、高潮・侵食による災害から海岸を防護し、国土の保全を図るために必要な一定区域を「海岸保全区域」に指定し、護岸などの施設の整備や工作物の設置規制等を行っている。

○一般公共海岸区域

海岸法の改正に伴い、海岸保全区域以外の国有海浜地についても「一般公共海岸区域」として位置づけ、海岸管理を行っている。

なお、公共海岸とは、国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地およびこれと一体として管理を行う必要のあるものとして知事が指定した水面である。



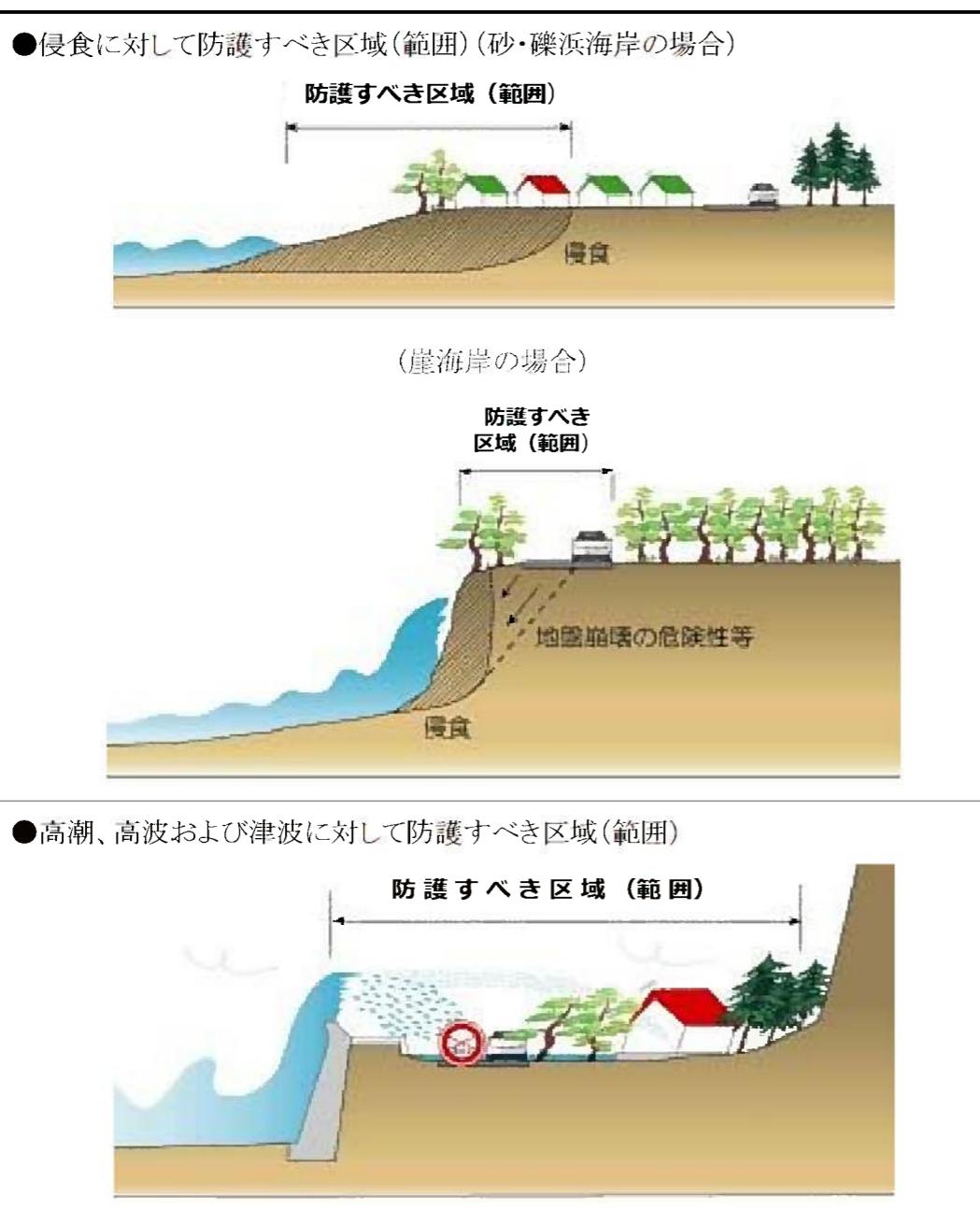
防護対象とする海岸の範囲

第4章 与論町南海岸防災基本計画基本理念

2・南海岸における基本目標

●防護すべき区域、又は範囲

防護目標で掲げた防護すべき区域（範囲）のイメージを以下の図で示す。



防護すべき区域（範囲）

●防護に関する施策

薩南諸島沿岸海岸保全基本計画の防護に関する施策を踏襲し、南海岸の状況に適応する施策を行うこととする。

○海岸保全施設の防護機能の維持・向上による安全性の確保

海岸背後の公共施設や宅地、農地等における高潮や越波、侵食等の被害を防止し、安全性を確保するため、適切に海岸保全施設の整備を行うこととする。整備にあたっては、必要に応じて天端高の嵩上げや面的防護方式の採用など、より効果的な保全手法を用いて、新設及び既存施設の補修・再整備を行い、海岸保全施設の防護機能の維持・向上に努める。

○自然の防護機能を活用した海岸保全手法

砂浜やサンゴ礁、砂浜に自生する植生、アダンやソテツ等の海岸林が持つ自然の防護機能を活用した、海岸保全手法の採用に努める。

また、必要に応じて、これらの砂浜と海岸林、海浜植生等の維持・回復に努める。

○海岸保全施設の維持管理体制の充実

海岸保全施設の機能維持と安全性を重視した点検を継続する。また、施設の損壊や異常個所の早期発見による、速やかな補修、改修などが図れるよう、鹿児島県、与論町、地域住民の協力を得ながら、適切な維持管理体制の充実に努める。

○地域と連携した警戒避難体制の充実

ハード対策としての海岸保全施設整備に加え、災害発生時における警戒避難体制等のソフト対策は、不可欠である。このため、防災機関が中心となり推進しているソフト対策を支援するとともに地域住民の防災意識の向上や防災意識の普及のため、地域と連携した防災対策の円滑な推進に努める。

なお、与論町においては、「与論町地域防災計画」（平成25年3月）において、防災に関するソフト対策を整備推進しており、与論町町民への広報・啓蒙活動を通じて地域一体となった災害対策を行うこととしている。